

## - 常 庸 作 業 員 の 安 全 管 理 責 任 に つ い て -

### ・ 常庸作業員の立場

常庸作業員は一般の請負工事の作業員とは異なり、1日の作業内容が注文者から受けた指示により決まります。（注文者：上位の請負者）

つまり、一般の作業員と異なり、作業内容が自分達で決められないと言う事になり伴って、作業方法や手順も注文者の主導により従うところとなります。

### ・ 発生する問題

そのために生じる問題として、常庸作業員が注文者の請負者からの指示を受けて作業を行っている際に、災害が発生するとその管理責任は注文者に問われる事になります、これが一般の請負作業員であれば、その会社の事業主責任及び職長の責任が問われる事になりますが、常庸の場合は注文者がこの責任を負う事になります。 但し、労災保険の適用については常庸であろうと変わる事は有りません。

但し、職長に対して指示する場合はこの限りではな

また、もうひとつの問題として「建設工事に作業者を派遣することは違法」である点があります。作業人夫だけを現場に送り込んで注文者の指示によって作業をさせる場合は派遣になります。これは労働者派遣法違反であり処罰の対象になります。

但し、作業の指揮をとる職長がいて作業者に指示をする場合は違法になりませんので 職種を問わず職長の選任を要請します

職長教育を受けていない班長・リーダー・親方には当社の職長教育を受講させてください

以上を踏まえて、お願いしたいことは

- ・(人工×いくら)の常備契約ではなく、原則1㎡いくら等の請負契約として下さい
- ・なおかつ職長が常駐しない常備は違法行為ですので、職長を選任すること  
「職長 = 事業主の代理人として安全管理を行なう者：有資格業務です」